

婚姻届の書き方と注意点

よくあるご質問

Q. 婚姻届を提出するときには婚姻届以外に何が必要ですか

- A. ・届出を持参する方の本人確認書類
(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・住民異動届
(住所変更又は世帯合併をする方のみ、詳細は裏面へ)
- ・マイナンバーカード
(氏名や住所が変わる人で開庁時間に届出される方のみ)
- ・印鑑を届出人欄で使用した人はその印鑑
(訂正印が必要なときに使います)

※外国籍の方が婚姻する場合は様々な書類が必要になりますので下記問合せ先までご相談ください。

Q. 婚姻届はいつ、どこで提出できますか

- A. ①, ②のいずれかで届出可能です。
- ① 場所: 豊田市役所市民課、各支所・出張所
時間: 平日午前8時30分~午後5時15分、
- ② 場所: 豊田市役所南庁舎時間外窓口、足助支所時間外窓口
時間: ①以外の時間帯(土日祝、振替休日、年末年始)

時間外窓口について

時間外窓口では、警備員が婚姻届をお預かりし、記入内容の確認や連絡先の記入をします。届出の審査につきましては、翌開庁日に職員が行います。婚姻届の記載事項にご不明な点がある方は、事前に市民課戸籍担当までお問い合わせください。

夫妻の職業欄について

該当期間に婚姻届を提出する方は記入をお願いします。「同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯の主な仕事」にはあてはまる項目にチェック、「夫妻の職業欄」には数字を記入してください。(※別紙『職業・産業例示表』参照)

婚姻届に関する問い合わせ先

市民課 戸籍担当

TEL: 0565-34-6994

HPは
こちらから



婚姻届

市役所に提出する日
を書いてください。

令和 年 月 日

愛知県豊田市 長 殿

♡ 鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
♡ 2名以上の成人の承認が必要です。証人欄(婚姻届右側)の全てを正確に記入してください。

(よみかた) 氏 名	夫になる人		妻になる人	
	とよた	いちろう	あいち	はるこ
生 年 月 日	豊 田	一 郎	愛 知	春 子
住 所	豊田市西町3丁目60番地 (マンション名等) 西町ハイツ207号		豊田市上郷町五丁目1番 (マンション名等)	
住民登録をして いるところ	世帯主 豊田 一郎		世帯主 愛知 富夫	
本 籍	愛知県豊田市千石町七丁目2番		愛知県豊田市上郷町五丁目1番	
外国人のときは 国籍だけを書いて ください	筆頭者 の氏名 豊田 太郎		筆頭者 の氏名 愛知 富夫	
父母及び養父母 の氏名	父 豊田 太郎	続き柄 長 男	父 小原 春男	続き柄 二 女
父母との続柄	母 豊田 和子	続き柄 養父	母 愛知 彩香	続き柄 養父
婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	愛知県豊田市西町三丁目60番			
同居を始めた とき	令和 7 年 4 月			
初婚・再婚の別	夫 初婚		妻 初婚	
同居を始める前 の夫婦のそれぞ れの世帯の主な 仕事と	夫 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から9人までの世帯 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯			
夫妻の職業	夫の職業 05 妻の職業 10			
そ の 他				
届出人署名 (※押印は任意)	夫 豊田 一郎		妻 愛知 春子	

記入の注意

太枠内の訂正には、2人の訂正署名または訂正印が必要です。婚姻後に夫婦で名乗る氏を選択してください。新本籍は存在する地番しか置けません。●●番地△△のように枝番号がある場合は、必ず枝番号まで記載してください。

署名欄は必ず本人が自署してください。届出人・証人ともに押印は任意です。押印する場合はそれぞれの印(朱肉をつけて押す印鑑・認印で、婚姻前の氏のもの)を押してください。